

端末補償サービス 利用規約

※契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読み下さい。

端末補償サービス（以下「当サービス」とする）の規約を定める。

- 1.当社は、会員が補償対象となる情報通信機器（固定電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ルーター等）を破損、故障により、当社への届け出がなされ、これによって本会員が被る損害をてん補又は機器交換します。
- 2.補償期間は、契約日を起算とした6か月後からとし、お申し出がない限り継続されるものとします。
- 3.補償の対象となるのは、利用者が所有している情報通信機器をいい、その条件・除外対象は以下のとおりとなります。

◆対象機器の条件

- a.利用者の所有物であること。
- b.利用契約の締結をした日以降の日において、正常に動作している機器。
- c.日本国内で販売されたメーカーの正規品であること。
- d.日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能なもの。

◆対象機器から除かれるもの

- a.対象機器の付属品・消耗品（ACアダプタ・カートリッジなど）
- b.レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- c.過去に当該対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された機器）以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされた当社が判断した機器。
- d.第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器。
- e.製造業者、販売会社、メーカーによる補償が適応される機器

◆「故障等」の内容

- a.自然故障…対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。
 - b.破損…対象機器を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。
 - c.水濡れ・水没…対象機器を利用者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。
- ※全損・一部損…全損は、上記 a・b を原因とした故障であり、かつ修理店（当社の修理サービスも含まれます。）での全損判定や部品の生産終了、欠品等により修理不可とされる場合をいいます。一部損は、全損に該当しない場合をいいます。
- ※対象機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。※対象機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

4.次の場合、当社はてん補の責を負いません。

- (1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害。
- (2) 損害の発生が補償期間外の場合。
- (3) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受け身の回りの世話をする者など、会員の関係者自らの行為または加担した機器損害に起因する場合。
- (4) 本条第4項の義務を会員が怠った場合。
- (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合。
- (6) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。
- (7) 破損した機器が機器メーカーによる補償が適応される場合。
- (8) 対象機器が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社が判断する場合。
- (9) 利用者の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
- (10) 本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- (11) 本機器購入の時点での初期不良であった場合（リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。）
- (12) 対象機器の本サービスの対象となる故障等以外の損害、附属的損害又は間接的損害。
- (13) メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象機器の場合。付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障等の場合（コンピュータウイルス、データ損失による故障等を含みます。）
- (14) 自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の自由に起因する故障等の場合。擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象機器の通信機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
- (15) 利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。
- (16) その他本規約に違反する使用に起因する損害

5.本会員は、損害請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要なと認める書類を当社に提出するとともに、当社または当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合、これに協力するものとします。

6.補償の限度額は破損した機器の原価償却を考慮し現在の価値を上限とします。対象機器全て、上限金額33,000円（税込）かつ年に一度のみ請求できるものとします。

7.交換品提供サービス

- a.端末補償サービス提供期間中に、故障等した対象につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する機器（交換品）を当社が利用者に提供します。
- b.当社が指定する機器は、予告なく変更されます。
- c.当社が、利用者に交換品提供サービスを提供する場合、又は交換品提供サービスの提供において補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合には、当社は、利用者に当該交換品提供サービスの提供を受けるか否か、受ける場合の機器からの選択につき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該交換品提供サービスの提供を再開するものとします。
- d.利用者は、当社から交換品を受領した後、交換品に故障がないことを確認することが確認された場合、利用者が交換品受領後8日以内に当社へ連絡することとします。なお、利用者から当社へ当該連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。また、利用者が交換品を当社の指定した店舗等で受領した場合は、その場で確認するものとします。
- e.交換品に故障がある旨、利用者から当社に連絡があり、当社が当該交換品に故障等がある場合について当社への返送が、利用者が新交換品を受領してから8日以内に当社が確認できない場合には、当社は、返送されない交換品の対価に相当する会員の支払請求をします。

提出必要書類

【一部故障・破損の場合】

- ①当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書
- ②修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの
- ③損害状況・損害品の写真
- ④その他当社が求めた書類、写真

【全損・紛失の場合】

- ①当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書
- ②修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の対象機器が全損したことが証明できるもの
- ③交換・新規購入した際の領収書等、対象機器に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの
- ④火災等の場合、罹災証明書（消防署）
- ⑤その他当社が求めた書類、写真

【重要事項説明】（※特定商取引法に基づく表示）

「端末補償サービス 利用規約」および、本頁に記載の事項及びサービスの解除に関する事項の内容、また下記サイトの「GREEN サービス会員規約」の内容をすべて承諾し、申し込み致します。

<https://green06-co.jp/wp-content/uploads/2024/12/76fdce2892c09cd5c5808930ce1766e4.pdf>

(1)ご利用料金

◆端末補償サービス

月額基本料金 1,980 円（税込）

(2)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、お客様が現在弊社に登録されている支払方法にてお支払いいただきます。

- 1.月額 PAY
- 2.クレジットカード
- 3.口座振替
- 4.銀行振込
- 5.その他弊社定める決済方法

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

※指定決済方法で決済が不可能な場合、弊社が定める上記他の決済方法にて決済をさせていただきます。

(3)サービスの提供時期

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。

(4)サービスに隠れた瑕疵がある場合の責任について

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客様から受領する月額基本料金を上限とします。

当社は、本サービスの提供に起因して引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、及び逸失利益についての責任は負いません。

(5)返品

サービスの性質上、返品は承っておりません。

(6)申込の撤回・契約の解除

申込の撤回・契約の解除については、以下に記載の「契約の申込の撤回」に従いますので、それぞれご確認ください。これに定めるものを除き、お客様都合での申込の撤回及び契約の解除は承っておりません。なお、サービスに関する利用契約の解除又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※契約の解除に関する書面には「GREEN 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

■契約解除書面の送付先

宛名 株式会社 GREEN 顧客カスタマーセンター

■住所 〒541-0056

大阪府大阪市中央区久太郎町 3-1-27 船場大西ビル 101 号室

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

■契約解除通知のメール送付先

info@green06-co.jp

■契約解除通知の FAX 送付先

050-3488-4512

契約の申込の撤回

1. お客様が電話勧誘販売または訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面で当社に通知することにより無条件で契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができ、その効力は書面を発したときから発生します。

2. この場合お客様は①当社から損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②既に引き渡された商品の引き取りに関する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③お客様は既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその金額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、または権利を行使して得られた利益に相当する金額を請求されることはありません。

3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録による通知によりクーリングオフをすることが出来ます。